

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第一章 農業情勢の転換と農民戦線の分裂

第二節 農地改革の進展と土地問題をめぐる闘争

一、農地の買収費渡し成績 第二次農地改革法案の成立により、全国における農地委員の選挙が行われ、さらに四七年三月三十一日より第一回農地買収が行われ、その後ひきつずき四九年三月二日まで前後一回の買収が行われた。官庁統計によればこれまでの期間で不在地主の貸付耕地約七五万町歩、在村地主の貸付耕地約九五万町歩、合計一七〇万町歩が買上げられた。これに財産税の物納や、旧陸軍用地等の管理換えによる開放面積約一七万町歩を加えると約一八七万町歩の農耕地が小作人に売渡されるために政府に買上げられたことになる。なおこのほか牧野二二万町歩も買収された。

右の買収で最初の計画の遂行は一段落したのであるが、その後さらに二回にわたり買収が行われ、四九年末には買収、管理換面積合計は一八九万七千町歩に達した。この数字は当初の買収見込面積一七九万二千町歩を若干上廻っており、買収面積に関するかぎり改革は所期の目的を達成したことが知られる。

農地の売渡しは、買収と併行して行われ、原則として現にその小作地を耕作している農民にに対し売渡されることになっている。四九年三月までに一七六万八千町歩、すなわち買収面積の九五%弱が売渡され、四九年末には一八六万五千町歩が売渡されたから、買収面積のほとんど全部について売渡しが完了したことになる。牧野は四九年三月までに九万三千町歩を売渡した。(四二%)また農地を買受けた小作人の延人数は八九九万人余に達し牧野をいれると九〇〇万人を超えている。

右は官庁統計より見た農地の買収、売渡し進行状況であるが、農村の現実においては、これが完全に遂行されているか否かについては疑問がある。なぜなら、町村農地委員会は買収、売渡し計画が作成されると、實際上それが計画通り遂行されるものとして縣農地委員会に報告することがあり、また土地所有権の移動を法的に確保する登記手続を売り渡しと同時に直ちに行うことは、単なる手続上から言っても不可能だからである。農地の売渡し登記は四九年末でなお平均一八%にすぎない。しかしこれらの点を考慮しても、政府が当初計画し予定した農地の買収、売渡しは四九年初めをもって一応完了し、以後はその補完の時期に入ったといってもよい。

二、農地改革と農民闘争 農地改革は一応このように進展し、予定した農地の買収も終了したのであるが、しかしそれは決して何らの障碍もなくスムーズに進行したのではなかった。それをともかく法令通り遂行するためには、もちろん連合軍対日理事会と総司令部の監視と指導、その下における官庁の事務励行が必要であったと同時に、一般約には農民の土地を求める強い慾求と、これを組織化し地主の抵抗を排して改革をたたかいとった耕作農民の組織的な力こそが最後の保証となっていたのである。それを何よりも雄弁にものがたるものは、耕作農民の組織力の強い地帯、一歴史的には三〇年の小作農民運動の伝統をもっている地方、都市に近く労働者運動との接触も深く、農民の

近代意識、闘争意識の高まった地方、あるいは農民組合の強力な地方等においては一般に改革は順調に進行し、部分的には法令の基準を超えてまで小作地の買収を行つたのであるが、これに反し山村等大地主の伝統的勢力の容易に抜きがたく、農民の近代的意識の低く組織力の弱い地方においては改革は実質的に骨抜きにされるか、形式的にも法令通り行われなかつたのである。

まず地主の組織的抵抗については、四七年において最高潮に達したが、当局の弾圧や農民の闘争によって年末頃には団体の解散、事実上の消滅に帰したものが多く、とくに四八年一月宇都宮地方裁判所において「農地改革は憲法違反に非ず」と判決されて、地主側の敗北に終わってから従來の如き地主団体の反改革運動は下火になつた。しかし買収対価問題、買収手続問題その他をとらえて地主の法廷闘争はいぜんとして跡を絶たず、土地取り上げや偽装共同耕作等によるヤミ小作料の取得なども一部農村におこなわれた。

これら地主の、反改革運動に対し、連合軍司令部は日本政府に書簡を送り「一部反動勢力は農地改革計画の完遂を阻害するための策動をなし」ていることを指摘し、農地改革の厳正にして果敢な実施は至上命令であると警告した。そしてさらに、農林省当局はただちに地主側の組織的反動勢力の抵抗を排し、農地委員会をうながして農地買収の進行をはかること、政府は脅迫、贈賄等による改革阻害者を弾圧すべきことを指令した。農林省はこれに応じて三月五日地方農地委員会に対し訓令を発し、買収売渡しの促進、不法土地売買の禁止等を指示した。

三、農地委員リコールの状況 農地改革の事実上の推進機関、事務機関である市町村農地委員会の委員の性格は、この改革の成否にきわめて大きな影響をもち、地主、小作自作の各階層に重大な利害関係を有すおるものであるから、農地改革をめぐる地主層と耕作農民との闘争において、農地委員のリコールがしばしば利用されたのは当然である。リコール制は地主、自作、小作各層がおのの自己の階層に属する委員に対して委員選挙権者過半数の不信任によって成立するものである。

四七年一カ年でリコール件数五九五件、翌年上半期一〇一件、すなわち農地買収が始まって以來の一年半に合計六九六件のリコールがあつたわけである(第197表「農地委員、リコール件数」参照)。まず四七年について見るに、リコール総件数中、小作側で行つたものが三五六件で過半数をしめている。これによってリコールされた人員数は一、八一二人、その結果再選された委員は一、二二五人であるから、五八七人(三二%)が改選されている。地主側委員の改選率は四八%、自作側委員は三三%である。そして各階層全体の委員中リコールされたもの二、四三三人、そのうち再選された委員一、五七〇人で、結局改選されたものは全体の三六%に当る八七三人であつた。リコールの結果による改選率のみをもってリコール目的の成否を判断することはできないとしても、小作委員の改選率がもっとも低いということは、旧委員を否認する小作側の意思が充分リコールによって実現されなかつたことを示すものである。事実リコールをめぐる地主側がきわめて活発な動きを示し、とくに封建的遺制の強い地方や農民組織の弱い農村では地主側は自分に不都合な小作委員のリコール請求を自ら組織しリードするという積極的行動にでたものもかなりあつたことが報ぜられている。その代表的な事例として、いわゆる「リコール合戦」で有名になつた茨城県瑞穂郡大穂村の紛議をあげておこう。

○大穂村のリコール闘争

この村の農地の大半は在村地主の小作地であるが、小作農は戦後農民組合(日農)を結成して地主とたたかい、農地委員には組合代表を選出して農地改革を有利に推進する態勢をととのえた。これに対し地主側は小作人の一部を採草地の提供や農地の無償分譲等のエサで買収し、すすんで

小作委員のリコール請求の調印を集め、中立的な自作層まで同調せしめ、ついにリコールの結果、小作側五名の委員中二名は実質上の地主委員に改選せしめ、農地買収計画を地主に有利に立案せんとした。日農はこれに対し二回にわたりリコールを行ったが地主側の暴力や買収政策のため、わずか一名のかいらい的小作委員を改選せしめたに止まり、農地委員会は流会しつづけ、買収計画は停頓し、ついに日農は農林大臣に事態を報告して善処を要望するに至り、ここに自作農特別措置法四七條を発動、縣農地委員会が直接に農地買収計画を立てることになった。

○青森縣六郷村のリコール

日農支部は役場、農地委員会農業会などに代表を入れ供出その後も民主化されていたが、旧支配勢力の大地主二名が中心となつて振興会という団体をつくり、会員にはヤミ肥料を斡旋したり資金融通を行つて次第に村民中に勢力を植えつけ、ついに農地委員のリコールに成功した。その結果小作勢力の強かつた農地委員会は地主勢力八対農民側二の比率に逆転し、その後日農の活動は地主側により圧倒されがちとなった。

四、土地取上げと土地争議 農林省の推定によれば一九四六年八月から四七年五月までの九ヵ月間に地主の土地取り上げ、件数は二〇万件を超えるとされたが、このうち七万件は要求通り土地返還がなされたようである。その後も合法的および非合法的な土地取り上げはあとを絶たず、地主小作間の「納得の下に」半ば強制的な耕作権の移動があつたものと推定される。四六年末から四七年にかけて、農地委員会を通じての合法的手続による土地取上げ申請の件数だけで一万七千件をかぞえそのうち六万二千件は要求を認められたのであつた。

その後もこの土地取り上げは頻発していったことは部分的な調査によつても推定され、またつぎに掲げる合法的土地返還申請に関する官庁統計によつても知られるのである。すなわち四八年一月から同年六月までの半年間に土地取り上げ申請件数は五万七千件を超え、申請通り許可されたものは三万件、この関係地主数二万六千人、小作人三万一千人余である。(第198表「小作地返還許可申請および処理状況」)一件当り平均小作人数は一人に足らず、また関係土地面積も一件当りわずか一反余であるから、土地返還申請事件の規模は依然として小規模であり、従つてまた零細な小地片をめぐる土地所有者と耕作農民の紛争が深刻激烈をきわめていることを推定せしむるに足るのである。

つぎに第200表によつて申請理由を見るに、「一時貸借事情解消」がもっとも多く一万七千件、つぎが地主側の「耕地過少による生活困難」と「労力増加による経営拡張」がそれぞれ八千件を超えており「引揚者の帰農によるものも三千件をこえてこれに次いでいる。以上はいずれも地主側の「食糧自給のため」という理由をふくむものであるが、これは土地取り上げを要求する「地主」の性格や食糧事情の逼迫よりして当然のことである。この間の事情を物語るものとして、つぎに土地取り上げを要求する「地主」の経営内容を示す第201表「経営内容より見た土地返還申請地主の性格」掲げる。これによつて見れば、四八年一月より六月までの六ヵ月間に、耕作を目的として申請した地主数五万一千余人の内、不耕作地主は三千、五反以下の耕作地主が二万一千人五反から一町の経営をもつ地主が一万四千人余でこれらの階層が全体の過半数をしめている。これは土地取上げ申請事件の過半数は不耕作地主の自作化か、または零細経営農民の耕地を求めるといふ要求であり、小「地主」の生活のために土地返還要求がきわめて多いことを物語っている。

土地取上げにもとづく地主小作人間の紛議はその後も依然として増加の傾向を示し、四七年に入つてからは毎月千五百件から二千件の間を上下し、三月以降はさらに増加して六、七千件を数えている。かくて四七年八月から一二月末までに北海道をのぞく全国において土地取り上げ要求一万七

千件余、この内六千件弱が全部または一部の要求を容認された。争議の規模をみるに、一件当り小作人数は一人余り、面積も一反前後で、前項にのべた農地委員会を通じての土地返還申請事件と同様にその規模はきわめて小さい。

つぎに四八年一月から六月までの六ヵ月間に、土地取上げ要求件数は二万二千とさらに増加し、このうち八千件余は全部または一部の要求をみとめられている。争議の規模も前期とほとんど同じく零細である。これは農地改革に対する抵抗、地主小作間の紛議は主とし、て中小地主の土地に対する要求によって生じているのであって、わが国の「地主的土地所有」の特質からして当然の現象である。

また前表は地主の土地取上要求貫徹の比率をも示しているが、これによれば四七年八月以降の六ヵ月間は三三%、その後の六ヵ月間は三五%強で、これは四五年八月—四六年八月における比率三八%、四六年八月—十一月の四五%等にくらべると低率である。地主側の要求貫徹は農地改革の初めの頃に大きく、改革のすすむに従って低くなっていることがわかる。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
